

議案第 1 号

杉並区教職員住宅規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和7年1月8日

提出者 杉並区教育委員会
教育長 渋谷 正宏

(提案理由)

教職員住宅の使用料を改定する必要がある。

杉並区教職員住宅規則の一部を改正する規則

杉並区教職員住宅規則（昭和４５年杉並区教育委員会規則第１１号）の一部を次のように改正する。

第１３条第１項の表中

月額 ６８，５００円	を	月額 ７１，５００円	に改める。
月額 ３４，２００円	」	月額 ３５，７００円	」

附 則

この規則は、令和７年４月１日から施行する。

杉並区教職員住宅規則の一部を改正する規則新旧対照表

新			旧		
(使用料)			(使用料)		
第13条 住宅の使用料は、次のとおりとする。			第13条 住宅の使用料は、次のとおりとする。		
名称	種類	使用料	名称	種類	使用料
杉並区荻窪教職員住宅	家族住宅	月額 71,500円	杉並区荻窪教職員住宅	家族住宅	月額 68,500円
	独身住宅	月額 35,700円		独身住宅	月額 34,200円
2 及び 3 略			2 及び 3 略		